

ビルピット汚泥の適正処理にご協力ください。

ビル建物に設置されている排水槽（ビルピット）。適正な管理をしないと、溜まった排水が腐敗し、「硫化水素」などの有害物質が発生し、悪臭や健康被害の原因になることがあります。

※特定建築物では6ヶ月に1回以上の定期的な掃除が義務付けられています。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の3）

汚水槽、及び汚水・雑排水槽など、「し尿」混じりのビルピット（合併槽）汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、一般廃棄物に区分されています。



ビルピット汚泥の区分 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）による区分

汚水槽、合併槽（汚水と雑排水が一緒）などの清掃の際に発生する、し尿混じりの汚泥等	一般廃棄物
雑排水槽、グリース阻集器などの清掃の際に発生する、し尿を含んでいない汚泥等	産業廃棄物



■ビルピット内に堆積した汚泥は腐敗が進み、硫化水素などの有害ガスが発生します。この堆積した汚泥を高圧洗浄機などを利用して掻き集めていきます。



■掻き集めた汚泥と洗い水はバキュームカーで吸引し、処理場に搬入します。また、必要に応じて、ポンプ設備の点検・修理を行います。

【組合業務紹介】

- 一般廃棄物（し尿）収集運搬 ※千葉市許可
- 浄化槽保守点検、清掃
- ビル清掃、ビルメンテナンス
- 仮設トイレ設置、リース
- 排水管清掃、内視鏡調査
- 臭気対策・水質浄化

千葉市清掃事業協同組合

千葉市若葉区貝塚町1106-2



043-214-1156

ビルピットの区分がご不明な場合は、調査にお伺い致します。詳しくはお電話にてお問い合わせ下さい。